

監 第 68 号
平成 20 年 10 月 22 日

京都市長 門 川 大 作 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

平成 19 年度健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 19 年度決算における健全化判断比率及び京都市中央卸売市場第一市場特別会計等 5 特別会計の資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、意見を決定しましたので、次のとおり提出します。

平成 19 年度

健全化判断比率等審査意見

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の結果	2
1	健全化判断比率等の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類 の作成の状況	2
2	健全化判断比率等の状況	2
(1)	実質赤字比率	2
(2)	連結実質赤字比率	3
(3)	実質公債費比率	4
(4)	将来負担比率	5
(5)	資金不足比率	6

表記に関する注意事項

注 1 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。

2 表中に用いる金額は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則として
1,000 円未満を四捨五入して表示した。

3 文中及び表中に用いる比率は、総務省が示す健全化判断比率等の算定方法に基づき、原則
として小数点以下第 3 位又は第 2 位を切り捨てて表示した。

平成 19 年度健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の対象

平成 19 年度決算における次の健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率
- 5 資金不足比率
 - (1) 京都市中央卸売市場第一市場特別会計
 - (2) 京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計
 - (3) 京都市農業集落排水事業特別会計
 - (4) 京都市土地区画整理事業特別会計
 - (5) 京都市市街地再開発事業特別会計

注 資金不足比率のうち、京都市地域水道特別会計、京都市京北地域水道特別会計、京都市特定環境保全公共下水道特別会計、京都市病院事業特別会計、京都市水道事業特別会計、京都市公共下水道事業特別会計、京都市自動車運送事業特別会計及び京都市高速鉄道事業特別会計については、平成 20 年 8 月 20 日付けで審査意見を提出済みである。

第 2 審査の期間

平成 20 年 8 月から同年 10 月まで

第3 審査の結果

1 健全化判断比率等の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成の状況

審査の対象とした健全化判断比率等の算定及びその算定の基礎となる書類の作成が、法律等の趣旨に沿って適正に行われているかについて審査を行ったところ、いずれも適正に行われていると認めた。

2 健全化判断比率等の状況

審査の対象とした健全化判断比率等の状況は、各比率別に以下のとおりである。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。

本市の一般会計等に当たる会計は、一般会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、土地取得特別会計、基金特別会計及び市公債特別会計であり、いずれの会計においても収支は黒字又は均衡しているため、実質赤字額はなく、実質赤字比率は発生していない。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は、11.25 パーセントであり、また、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は、20.00 パーセントである。

（表 1）実質赤字比率の算定結果

（単位：千円，％）

実質赤字額 A	標準財政規模 B（注）	実質赤字比率 A／B	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
—	356,947,106	—	11.25	20.00

注 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源（使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額を加算した額である。

なお、健全化判断比率の算定上は、臨時財政対策債発行可能額を含めることとされているため、これを含む額で記載している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額又は資金剰余、不足額の合計である連結実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。

本市の各会計の収支状況を見ると、病院事業特別会計、水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計で大きな資金剰余额があるものの、国民健康保険事業特別会計、自動車運送事業特別会計及び高速鉄道事業特別会計でこれを上回る大きな実質収支の赤字又は資金の不足額が発生しており、全会計を合計した連結実質赤字額は、373 億 2,755 万円となり、この結果、連結実質赤字比率は、10.45 パーセントとなっている。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は、16.25 パーセントであり、また、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は、40.00 パーセントであり、これらを下回っている。

(表 2) 連結実質赤字比率の算定結果

(単位：千円，％)

連結実質赤字額 A	標準財政規模 B	連結実質赤字比率 A／B	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
37,327,557	356,947,106	10.45	16.25	(注) 40.00

注 経過措置により、平成 21 年度決算までは 40.00 パーセント、平成 22 年度決算では 35.00 パーセントとされているが、平成 23 年度決算からは 30.00 パーセントとなる。

(3) 実質公債費比率

元利償還金と準元利償還金に要する一般財源の合計額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）である実質公債費比率は、直近3箇年の平均値をとることとされており、12.9パーセントとなっている。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は、25.0パーセントであり、また、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は、35.0パーセントであり、これらを下回っている。

(表3) 実質公債費比率の算定結果

(単位：千円，％)

		平成19年度	平成18年度	平成17年度	早期 健全化 基準	財政 再生 基準
各 年 度 の 単 年 度 実 質 公 債 費 比 率	元利償還金 A	55,947,718	57,745,412	58,596,245		
	準元利償還金 B	70,195,396	72,244,546	68,439,970		
	A, Bに充当することのできる特定の歳入 C	24,105,981	25,652,106	27,418,109		
	A, Bに係る基準財政需要額算入見込額 D	63,100,335	63,257,124	63,686,996		
	標準財政規模 E	356,947,106	363,718,302	364,983,358		
	単年度実質公債費比率 (A + B - C - D) ／(E - D)	13.25071	13.67256	11.92550		
実質公債費比率 (3箇年平均)		12.9			25.0	35.0

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来実質的に負担する債務であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模で除した比率（ただし、普通交付税算定上の基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除するものとする。）である。

将来負担額の主なものは、一般会計等に係る地方債現在高や、退職手当支給予定額などである。また、充当可能財源等の主なものは、将来負担額に充当できる基金残高などである。将来負担額から充当可能財源等を控除した額は6,896億3,488万円となり、この結果、将来負担比率は、234.6パーセントとなっている。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は、400.0パーセントであり、これを下回っている。なお、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は設定されていない。

(表 4) 将来負担比率の算定結果

(単位：千円，％)

将来負担額 A	充当可能 財 源 等 B	標準財政 規 模 C	元利償還金，準 元利償還金に係 る基準財政需要 額算入額 D	将来負担 比 率 (A－B)／ (C－D)	早 期 健全化 基 準
1,715,780,165	1,026,145,282	356,947,106	63,100,335	234.6	400.0

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、会計ごとに資金の不足額を事業の規模で除した比率であるが、各会計とも資金の不足額がないため、資金不足比率は発生していない。

なお、経営健全化計画の策定が求められる経営健全化基準は、20.0 パーセントである。

(表 5) 資金不足比率の算定結果

注 1 資金の不足額は、次の算式により算定される額である。

資金の不足額＝歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額＋翌年度へ繰り越すべき財源（事業繰越、支払繰延に係るものを含む）－解消可能資金不足額

ただし、宅地造成事業を行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業特別会計に係る資金の不足額については、この算式から、更に土地収入見込額を控除して算定される額である。

2 事業の規模は、営業収益に相当する収入の額から、受託工事収益に相当する収入の額を控除した額である。ただし、宅地造成事業を行う土地区画整理事業及び市街地再開発事業特別会計に係る事業の規模については、資本の額に相当する額と負債の額に相当する額との合計額である。

(単位：千円，％)

会計名	資金の 不足額 A	事業の 規 模 B	資金不足 比 率 A／B	経営健全化 基 準
中央卸売市場第一市場特別会計	—	2,300,759	—	20.0
中央卸売市場第二市場・と畜場 特別会計	—	87,464	—	
農業集落排水事業特別会計	—	8,175	—	
土地区画整理事業特別会計	—	620,000	—	
市街地再開発事業特別会計	—	1,501,000	—	